

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 6 月 24 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24531000

研究課題名(和文) 国の学校制度基準の規制緩和と地方公共団体の自律的自己規制力の成立条件に関する研究

研究課題名(英文) The deregulation of school system standards and the autonomous self-control of local government

研究代表者

中嶋 哲彦(Nakajima, Tetsuhiko)

名古屋大学・教育学研究科(研究院)・教授

研究者番号：40221444

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円

研究成果の概要(和文)：政府は、国の構造改革政策の一環として、学校制度基準を次々に規制緩和してきたが、これにより公教育のナショナルミニマムが低下したり、教育の機会均等原理が動揺したりすることが懸念されている。

公教育は地方公共団体の自治事務とされ、国が規制緩和した学校制度基準にもとづいて公教育制度を具体化する主体は地方公共団体であるため、公教育の水準を維持し、教育の機会均等は地方公共団体の教育行政によって担保されることとなる。その際、地方公共団体に自律的自己規制力は、教育の住民自治、教育行政への住民参加、教育専門職の政策立案過程への参加によって担保される。

研究成果の概要(英文)：The government, as part of the structural reform policies of the country, has deregulated the school system standard. Lowered the national minimum of public education, disrupt the equal opportunity of education.

Public education is the autonomy affairs of the local government. So, it is a local government that embody the public education system based on the school system criteria that country has been deregulation. And the educational administration organization of local governments has the responsibility to maintain the level of public education and ensure the equal opportunity of education. Autonomous self-regulating force in local governments is secured by the residents autonomy of education, community participation in education administration, participation in the policy-making process of the education profession.

研究分野：教育行政学

キーワード：規制改革 地方分権 ナショナル・ミニマム 教育の機会均等 地方自治 教育自治

### 1. 研究開始当初の背景

国の規制緩和政策により、公教育の水準維持や教育の機会均等確保が危ぶまれる状況が生まれている。その焦点は、公教育を直接担う地方公共団体の帰趨にかかっていることから、地方公共団体において教育を受ける権利の保障に徹する教育行政の成立条件を解明することが課題として認識された。

### 2. 研究の目的

国の学校制度基準の緩和・撤廃とそれが公教育制度に及ぼすインパクトを多面的に検討し、公教育制度における規制改革の問題点を明らかにする。また、国の規制緩和・撤廃が進められるなかにあっても、なお公教育の水準を維持するためには、地方公共団体自身の自律的自己規制力を確保または回復させることが課題であることから、その成立条件の解明を目的とする。

### 3. 研究の方法

地方公共団体が担う教育行政の中から、次の事項を取り上げて、国の規制改革がそれらにいかなる影響をおよぼしているか、また教育のナショナル・ミニマム確保をめぐって地方公共団体内部でいかなる力学が作用しているかを検討した。

- ・ 就学援助制度
- ・ 子どもの貧困の削減に関する子育て・教育条件整備
- ・ 教育振興基本計画の策定と実施
- ・ 市民社会内部で公教育を支えるボランティア活動の成立
- ・ 教科書採択

また、教育の規制改革を進めるために首長主導型教育行政への転換が図られていることに着目し、大阪府・市における教育行政制度改革の展開過程及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正の論点と背景の分析を通して、地方教育行政制度改革と教育のナショナル・ミニマム引き下げ及び教育の機会均等の劣化とが密接な関係性にあることを分析した。

### 4. 研究成果

2005年 就学奨励援助法改正以後における地方公共団体における就学援助制度の劣化及び 2012年の生活保護引き下げの就学援助制度への影響の分析を通して、就学援助制度は地方公共団体の自治事務に分類されるものの、同制度に係る国からの財政援助が同制度の内実に対する規定力を有していることを明らかにした。

比較的充実した就学援助が実施されている地域では、住民及び学校事務職員が、教育委員会による就学援助関係事務の実施状況を監視し、またはそれを補完する活動を自律的に展開することにより、同制度の質が向上しているものがあることから、地方公共団体における教育のナショナル・ミニマム確保に

とって、住民運動及び自治体職員の運動が決定的に重要な役割を有する可能性があることを指摘した。

戦後教育改革初期における就学援助制度と生活保護制度(教育扶助)の成立過程を、占領文書・国会議事録・文部省資料などを用いて実証的に明らかにし、それらの成立時において、またその後も、総合的な貧困対策の構想が確立されなかったことを明らかにした。現行の義務教育無償制と就学援助制度との関連について教育的視点から分析し、その成果を教育法学会の刊行物にまとめた。

沖縄県八重山地区における教科書採択をめぐる行政機関間の紛争を分析対象として、教育自治原理に基づく地方教育行政の成立条件を分析するとともに、地方公共団体における教科書採択に対する国の政治的・行政的介入の展開過程を時系列的に整理し、当該事件においては地方分権改革後の国-地方関係において新しいタイプの不当な支配が展開されたことを明らかにした。

大阪府・市における首長主導型教育介入や教育行政制度改革の展開過程の分析と、2014年における地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正問題に着目して、地方教育行政改革の背景には、公教育の規制改革の地方公共団体における推進体制を首長主導で構築しようとする狙いがあることを見出した。多くの論者は首長主導型教育行政制度への転換の背景には、首長による政治的見解や価値観の一方的押し付けという狙いがあると指摘しているところ、それらはむしろ副産物ととれるべきもので、同改革によってもたらされる問題の焦点は、国の規制改革に照応する公教育の構造改革の推進体制が首長中心に構築されることにあることを示した。

国の教育政策の力点が、大企業の国際競争力強化を目標とするイノベティブな研究開発とそれを担う人材育成に置かれ、教育振興基本計画や学力向上政策を通じて、地方教育行政及びその管理する公立学校の教育課程もそれに追従する傾向が強まっている。このため、学校教育の目標がいわゆるグローバル人材育成にシフトし、地域の産業経済や社会諸活動を担う人材の育成が学校教育目標から脱落する傾向が見られ、これが地方公共団体における教育水準及び平等な教育機会の確保という政策目標設定の阻害要因になっていること明らかにした。他方、地域の産業経済に必要な人材の育成を自覚的に追求しようとする地方公共団体の例を少ないものの、高等学校における学校づくりの取り組みに地域が連動することにより、学校を地域が支えつつ、学校教育を地域から遊離させない取り組みが行われていることを紹介した。

### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 14 件)

中嶋哲彦、収奪と排除の教育改革：大阪府における私立高校無償化の本質、査読無、世界、830号、2012年、90-98。  
中嶋哲彦、新自由主義的教育政策の展開と公教育の現状：公教育に支配と統治構造の転換、査読無、日本教育政策学会年報、19号、2012年、81-89。  
中嶋哲彦、新教育基本法と大阪府教育関係条例：法制論的対抗戦略試論、査読無、教育、798号、2012年、25-34  
中嶋哲彦、自治体の教育改革と民主主義、査読無、人間と教育、78号、2013年、62-71  
中嶋哲彦、大阪府・市における教育行政と政治：新自由主義的・権威主義的教育政策の展開、査読無、法の科学、44号、2013年、86-92  
中嶋哲彦、大阪府・市における新自由主義的・権威主義的教育政策、査読無、中嶋哲彦、査読無、日本教育政策学会年報、20号、2013年、112-120  
中嶋哲彦、新自由主義的国家戦略と教育政策の展開、査読無、日本教育行政学会年報、39号、2013年、53-67  
中嶋哲彦、貧困を理由に誰ひとり排除しない教育制度を目指して、査読無、貧困研究、11号、2013年、10-18  
中嶋哲彦、教育委員会廃止論を問う：首長主導型の教育改革がもたらすもの、査読無、世界、854号、2014年、192-200  
中嶋哲彦、首長主導と国家統制強化の教育委員会制度改革を問う、査読無、現代思想、42巻6号、2014年、120-130  
中嶋哲彦、なぜ、教育委員会制度改革化？：地域から遊離し、地域を支えない教育、査読無、歴史評論、755号、2014年、58-60  
中嶋哲彦、教育委員会制度をどう立て直すか、査読無、教育と医学、62巻12号、2014年、1060-1067  
中嶋哲彦、人材育成への傾斜と高校教育の分断・種別化、査読無、高校生活指導、199号、2015号、110-117

〔学会発表〕(計 8 件)

中嶋哲彦、大阪府市における新自由主義的・権威主義的教育政策、日本教育制裁学会、2012年7月9日、東京学芸大学  
中嶋哲彦、大阪における首長の教育支配：「不当な支配」禁止と教育行政の独立、日本教育法学会第43回定期総会、2013年5月25日、早稲田大学  
中嶋哲彦、教育行政改革の法的・政治的文脈、日本教育学会第72回大会、2013年8月30日、一橋大学  
中嶋哲彦、子どもの貧困とどう向き合うか：教育学が引き受けるべき課題、九州教育学会第65回大会、2013年11月23日、佐賀大学  
中嶋哲彦、地方教育行政法改正案(2014

年4月4日提出)の検討、日本教育法学会、2014年4月26日、東京大学  
中嶋哲彦、統治機構再編成としての地方教育行政制度改革、日本教育行政学会、2014年5月11日、東京大学  
中嶋哲彦、八重山地区教科書採択における「不当な支配」と国家統制、日本教育法学、2015年5月号、24日、北海道大学  
中嶋哲彦、なぜ、教育委員会制度改革化？：地域から遊離し、地域を支えない教育、歴史科学研究会、2014年11月15日、関西学院大学

〔図書〕(計 4 件)

青木紀、後藤道夫、渡辺昭男、中嶋哲彦、横井敏郎、岩川直樹、新井秀明、岩橋法男、教育機会格差と教育行政：転換期の教育保障を展望する、福村書店、2013年、165  
清水一彦、黄海玉、山田礼子、和賀崇、溝上智恵子、戸田千速、山下晃一、小野田正利、大脇康弘、泉山靖人、背戸博史、吉原美那子、荒川麻理、佐々木幾美、中嶋一恵、大町いずみ、楠木伊津美、高瀬淳、住岡敏博、坂田仰、中嶋哲彦、福本みちよ、吉田武大、現代教育制大改革への提言 下、東信堂、2013年、267  
中嶋哲彦、教育の自由と自治の破壊は許しません、かもがわ出版、2013年、64  
中嶋哲彦、教育委員会は不要なのか：あるべき改革を考える、岩波書店、2014年、64

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

6. 研究組織  
(1) 研究代表者

中嶋哲彦 (NAKAJIMA, Tetsuhiko )

名古屋大学・大学院教育発達科学研究  
科・教授  
研究者番号：40221444

(2)研究分担者  
なし

研究者番号：

(3)連携研究者  
なし

研究者番号：